

奈良県の加入について

平成 27 年 7 月 23 日

本 部 事 務 局

1 奈良県の参加事務

「広域防災」（規約第 4 条第 1 項第 2 号）、「広域観光・文化・スポーツ振興」（同第 3 号）の 2 分野に参加。

2 規約改正案

関西広域連合規約

第 1 条 （略）

（広域連合を組織する地方公共団体）

第 2 条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、**奈良県**、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

第 3 条 （略）

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(9) (略)

- (1)分野別計画等の策定・実施
 (2)防災 (3)観光・文化・スポーツ
 (4)産業 (5)医療 (6)環境
 (7)試験免許 (8)研修 (9)企画調整

2 前項各号に掲げる事務のうち、**同項第 1 号（同項第 4 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを**、同項第 1 号（同項第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第 3 号（アからウまでに係る事務に限る。）、第 5 号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第 7 号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

第 5 条～第 7 条 （略）

（広域連合の議会の定数）

第 8 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、**36 人 39 人**とする。

第 9 条～附則 （略）

別表（第 20 条関係）

次項別表のとおり

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

| | 経費の区分 | 負担する構成団体 | 負担割合 |
|-------|------------------------------------|---|--|
| 総務費 | 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 均等割 10分の10 |
| 企画調整費 | 第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10 |
| 事業費 | 第4条第1項第2号 及び6号 に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の10 |
| | 第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県 | 人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5 |
| | 第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5 |
| | 第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の10 |
| | | | |

3 今後のスケジュール

7月23日（木） 連合委員会（奈良県から意思表示を受けて規約改正案協議）

9月5日（土） 広域連合議会定例会（提案説明にて状況報告）

9月中下旬～ 奈良県議会及び構成府縣市議会（規約改正案議決）

10月中下旬 総務省へ規約改正許可申請

10月10日（土） 広域連合議会総務常任委員会（提出予定議案（広域計画改定案）説明）

11月7日（土） 広域連合議会全員協議会（提出予定議案（補正予算案及び広域計画改定案）説明）

11月19日（木） 広域連合議会臨時会（補正予算案及び広域計画改定案議決）

11月中下旬以降 総務省から規約改正許可

提案理由（案）

関西が名実ともに一体となって今後の事務の取り組みの実効性を高め、関西全体における事業効果の一層の向上を図るため、奈良県を関西広域連合の構成団体に加えることとし、関西広域連合規約中の関係部分の改正を提案するもの。

第 号議案

関西広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関西広域連合規約の一部を次のように変更したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めらる。

平成27年 月 日提出

〇〇知事（市長） ○ ○ ○ ○

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「兵庫県」の右に「、奈良県」を加える。

第4条第2項中「事務のうち」の右に「、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を加える。

第8条中「36人」を「39人」に改める。

別表総務費の款から事業費の款までを次のように改める。

| | | | |
|-------|-----------------------------|--|--|
| 総務費 | 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 均等割 10分の10 |
| | 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県 | 受験者数割 10分の10 |
| 企画調整費 | 第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10 |
| 事業費 | 第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費 | 同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体 | 同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合 |
| | 第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の10 |
| | 第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 | 人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5 |

| | | |
|--|--|--|
| 第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5 |
| 第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10） |
| 第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 | 利用実績割 10分の10 |
| 第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 | 人口割 10分の10 |
| 第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の10 |
| 第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 人口割 10分の10 |
| 第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県 | 受験者数割 10分の10 |
| 第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 | 受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の10 |
| 事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。 | | |

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。